

[事案 29-152] 特約解約返戻金請求

・平成 30 年 1 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

主契約の保険料払込期間満了後、特約保険料の不払いにより特約が解約されたが、その際に解約返戻金を受け取っていないとして、解約返戻金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 3 月に契約した定期保険特約付終身保険に付加されていた傷害特約、入院保障特約、手術保障特約の解約にともなう解約返戻金を受け取っていない（特約解約の案内文書や郵便振替払出証書など一切受け取っていない）ので、解約返戻金および遅延損害金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本特約解約時には、特約解約の案内文書を送付し、解約返戻金がある場合には郵便振替で送金する旨を案内のうえ、簡易書留郵便により払出証書を送付した。当社には、送付した証書が換金されず、未換金分として戻された記録がないので、証書は換金されているはずである。
- (2) 解約返戻金請求権は、本特約が解約された日の翌日から 3 年以上が経過しているため、時効により消滅している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本特約解約時の経緯等を把握するため、申立人に事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、払出証書が申立人に送付されなかったとは認められないこと等から、申立人の請求を認めることはできず、またその他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。